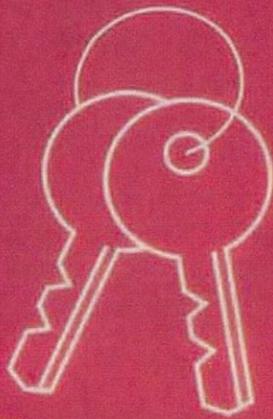




POISON

# 毒物劇物

盗難防止等ガイド

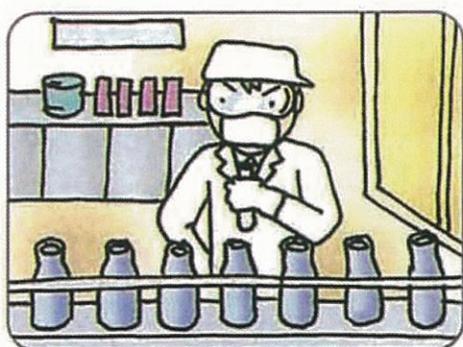


POISON

# 身近にある毒物劇物



毒物劇物は身近なところで役立っています。



薬品製造工場



薬品など販売店



農家（農薬）



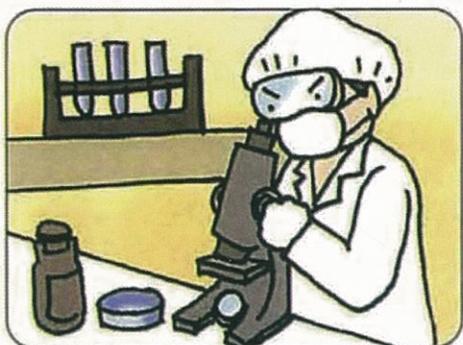
メッキ工場



製紙や接着剤、塗料、繊維などの諸工場



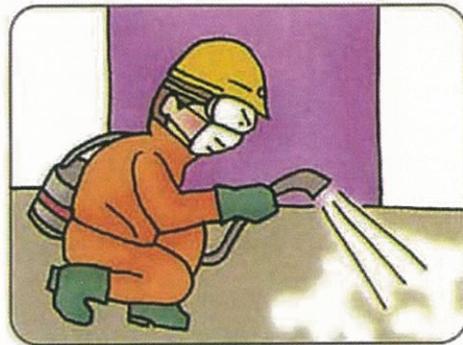
学校



研究施設



建設業



害虫、害獣駆除業

その他、いろいろな施設、事業所で使用されています。  
今日では、数万種類の毒物劇物が流通しているといわれています。  
毒物劇物には、工業薬品や農薬、大学や研究施設で使用されている試薬などさまざまな種類があります。

これらは、私たちの暮らしの身近な場所で、その化学的特長をいかして有用に活用されています。しかし、毒物劇物は、吸飲や接触によって中毒になるなどの危険性を併せ持っています。当然、取扱いには細心の注意が必要となります。

犯罪などに悪用されるケースも警戒しなければなりません。毒物劇物を取り扱う場合は、盗難などによって自分が被害者や加害者にならないようにしっかりと管理が必要です。

# 盗難防止のための 保管管理方法

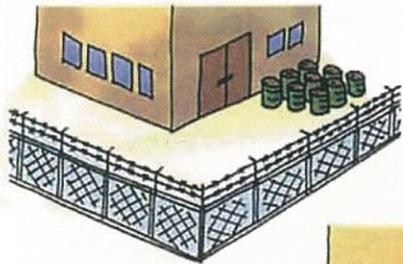


保管管理の具体的な方法は、毒物劇物の種類によって異なりますが、基本的な事柄については、法律によってその方法が定められていますので、遵守してください。

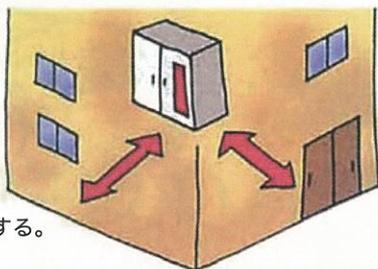
会社においては、管理責任者を指定するなど、保管管理の責任を明確にしましょう。

## 敷地境界線から離れたところに保管しましょう。

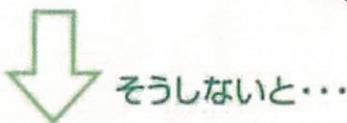
毒物劇物は、誰もが容易に近づくことができないように保管する必要があります。関係者以外が手に取れるような場所に置いておくと、盗難の危険性が高くなると同時に、取扱いを知らない人に危害を与える可能性が高くなるためです。



柵を設けること。



敷地境界線から離して保管する。



建物の窓のそばは盗難にあいやすい。



興味を引いてしまう。

## 保管場所は目の行き届くところにしましょう。

毒物劇物がどこにどのくらいあるかを管理者は常に把握しておく必要があります。

目の行き届く場所に置いて管理することは、盗難を未然に防ぎます。また、地震や火事といった災害時にも素早く対応ができるので、自分や周囲の人々を毒物劇物の被害から守ることになります。



毒物劇物の有無が確認できる場所に置く。

## 保管場所は表示し、専用としましょう。

毒物を貯蔵する場所には「医薬用外毒物」の文字を、劇物を貯蔵する場所には「医薬用外劇物」の文字を表示して、毒物劇物以外の物と区分して保管してください。

医薬用外毒物

医薬用外劇物



### 保管する場所は施錠をします。

毒物劇物は施錠した場所に保管してください。使用後は速やかに元の場所に戻してください。

なお、必要に応じ更に厳重な保管管理を行うため、堅牢な保管庫の導入や建物全体にセキュリティーシステムを導入するなど人の出入りには厳重なチェックを行ってください。



建物全体にセキュリティーシステムを導入するなどの方法

### 鍵の管理を徹底します。

鍵の管理徹底のため、次の措置をしっかりと行います。

- ①鍵の管理者を明確にする。
- ②鍵の数量のチェックを定期的に行う。  
(合鍵の数は必要最低限)
- ③鍵を使用する場合は、チェック表に記入、又は管理責任者の許可を得るなど。



鍵の管理者を明確にする。

### トラックでの運搬は厳重に管理。

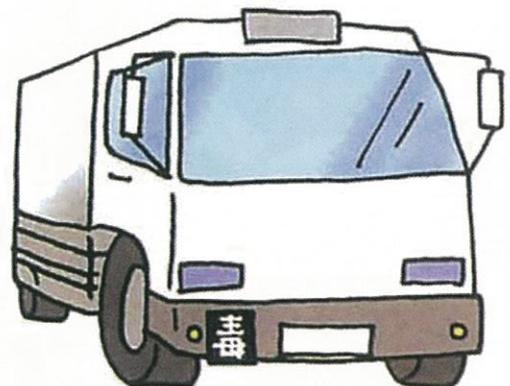
運搬時は、毒物劇物の管理者であるという意識をしっかりと持ち、一般の人々の手に渡ることがないように、注意深く作業する必要があります。



シートでおおい、ロープをしめる。



不審者が車に近づかないように注意する。



毒物劇物であることをはっきりと表示する。

# 紛失防止の措置

紛失防止のための管理を行います。

毒物劇物の管理には、「毒物劇物管理台帳」をつけ、日常的に使用量や残量を確認します。

## 毒物劇物管理台帳

品名：	規格：	単位：	区分：毒・劇		
年月日	受入	払出	残高	点検者名	備考

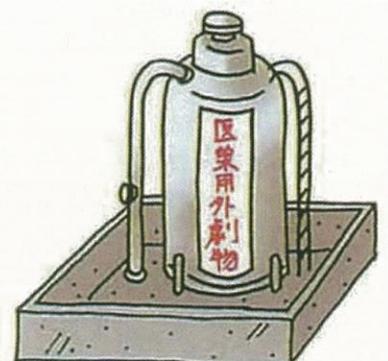
# 漏えい・流失防止の措置

コンクリート製とするなど、扱う毒物劇物の性質を踏まえた設備とします。又、地震などに備え、充分な耐震、耐水設備とすることが必要です。

漏えい、流失防止の措置を講ずることによって、周囲住民への毒物劇物による危害が防げます。それと同時に毒物劇物が容易に外部の手に渡ることを防ぎます。

又、地震などの際、毒物劇物が転倒・流出すると大変危険です。保管庫の転倒防止対策、タンク等の耐震対策など、充分な災害対策をとりましょう。

トラックの荷台にはビニールシートやゴムマットを敷き、中和剤や吸収剤も積んでおく。



貯蔵するタンクのまわりは、毒物劇物が漏れたり、地下にしみ込まないようにコンクリートでおおう。

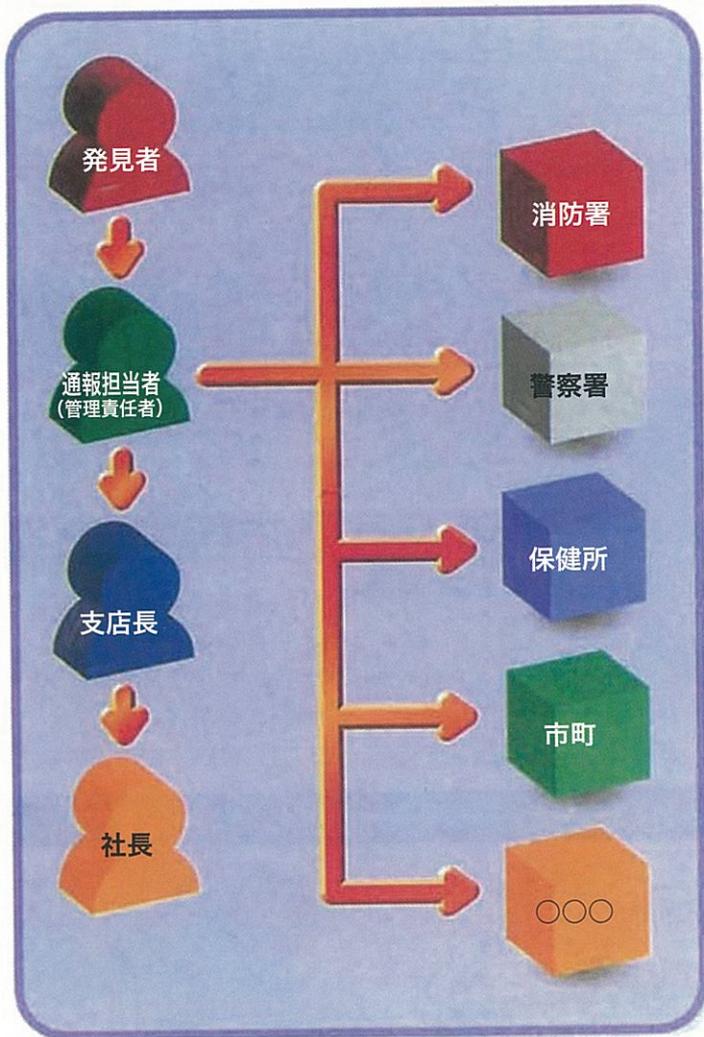
# 盗難、紛失、漏えい、浸出、流出した場合の措置



万一、危害が生じるおそれのある事態になった場合、関係機関への連絡や適切な措置などの迅速な対応が危害の拡大を防ぎます。

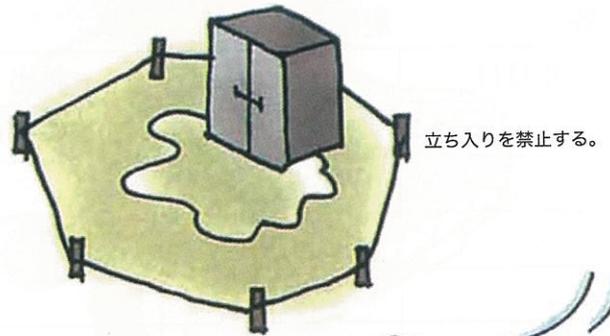
## 通報体制を整備します。

いざという時にあわてないように、予め誰がどこに通報するか（通報担当者／管理責任者）を決めておきます。通報担当者等がない場合には、どうするかも決めておきます。



## 被害が拡大しないように措置を講じます。

当事者が被害を最小限にとどめる責任があります。放置すれば、毒物劇物によって他人に危害を与える恐れがありますので、速やかに被害を食い止める措置を講じてください。



風下の人に知らせ退避させる。



中和剤の散布、洗い流す等の迅速な措置を行う。



# 購入する場合の注意点



## 毒物劇物の購入には手続きが必要です。

毒物劇物業者から毒物劇物を購入する場合には、法で定められた手続きを踏まなければなりません。

法で定められた手続きとは、①毒物又は劇物の名称及び数量、②販売又は授与の年月日、③購入（譲受）人の氏名、職業と住所（法人の場合は、会社名と所在地）を記入し、捺印

した譲受書を作成し、購入先の毒物劇物業者に提出しなければなりません。

又、購入に際し、使用目的の聞き取り、身元確認をする場合もあります。

### 毒物及び劇物譲受書

毒物又は劇物	名称	
	数量	
販売又は授与の年月日		年 月 日
譲受人 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)	氏名	①
	職業	
	住所	
備考		

## 無用な毒物劇物は購入しないようにしましょう。

毒物劇物の管理は盗難や危害防止のためのきめ細かい対策が必要です。不必要な毒物劇物を購入することによって、思わぬ災難がふりかかる可能性もあります。慎重に購入してください。

## 毒物劇物の他者への譲渡・販売は禁止されています。

毒物劇物は、販売業の登録を受けていなければ、自由に販売したり、譲ったりすることはできません。販売を目的とした陳列や運搬も禁じられています。



毒物劇物は容器に表示をしなければなりません。

毒物劇物の容器であることが誰にでも分かるように、毒物及び劇物取締法では容器に毒物劇物の表示をするよう義務づけています。毒物は赤地に白文字で「医薬用外毒物」、劇物は白地に赤文字で「医薬用外劇物」と明記します。

Column  
コラム

## 毒物劇物の容器として、飲食物の容器を使ってはいけません。

毒物劇物の製造、販売者は毒物劇物に使用する容器については、毒性のあるものだとはっきり伝わるようにしなければなりません。過去においては、飲料に似たビンや袋に入った毒物を飲んでしまう事故が多々ありました。一時的にでも飲食物容器に移し換えれば、事故の加害者になるおそれがあります。購入した方や、使用する方も、飲食物の容器を毒物劇物用に使わないでください。



毒物及び劇物取締法 第11条第4項  
毒物劇物業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

# 廃棄する場合の注意点



原則として毒物劇物でないものにしてから廃棄しなければなりません。

毒物劇物は法令の定める廃棄方法により、廃棄しなければなりません。

具体的な廃棄方法は、薬務局長通知「毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準について」で多くの毒物劇物について個別品目ごとに示されています。

なお、自治体では収集及び回収はしていません。

自分で処理して廃棄することが原則となっています。自己処理ができない場合は、有償で知事の許可を受けた廃棄物処理業者に委託することもできます。



中和・加水分解等で毒物劇物でないものにする。



## 毒物及び劇物取締法 第15条の2

毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

## 毒物及び劇物取締法施行令 第40条

- (1) 中和、加水分解、酸化、還元、希釈その他の方法により、毒物及び劇物並びに法第11条第2項に規定する政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。
- (2) ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は発揮させること。
- (3) 可燃性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。
- (4) 前各号により難しい場合には、地下1m以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

# 「毒物劇物危害防止規定」の整備

各事業所に毒物劇物危害防止規定を整備してください。

毒物劇物の危害は、各事業所によって取り扱う種類や態様、作業手順、異常事態の内容などあらゆる点で異なります。

各事業所がその実情に応じた危害防止対策を自主的な規範にまとめたものが、「毒物劇物危害防止規定」です。



① 毒物劇物の貯蔵又は取扱い作業を行う者、その設備等の点検を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項



② 毒物劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項



③ 毒物劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項



④ 毒物劇物の貯蔵及び取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項



⑤ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項



⑥ 毒物劇物の貯蔵及び取扱いの作業を行う者及びその設備の保守を行う者、事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項



⑦ その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

「毒物劇物危害防止規定」の作成例は最寄りの保健所にお問い合せください。

毒物劇物を取り扱う事業所では、作成例を参考にして各事業所の実情に応じた対策を予め策定し、職員に周知することにより、危害の防止に努めてください。



毒物劇物を取り扱う事業所はこれらの項目について、具体的かつ詳細な細則を定めることとなっています。

# 毒物劇物中毒の際の応急措置方法

## 1. 何らかの症状が現れているなら、早急に医療機関を受診することが必要です。

受診の際には、毒物劇物の種類、量、経路を伝えることが重要です。原因物質や摂取量を、周囲に残された瓶や空き箱など周囲の状況から特定するよう努めてください。

医師や救急隊が到着するまでの間に応急措置を施すこともできるかもしれません。連絡した医師や消防機関、または公益財団法人日本中毒情報センターに相談してください。一般的な応急措置は以下のとおりです。

### ● 飲み込んだとき

1) 水や牛乳を飲ませます。牛乳には胃壁を保護し、毒物劇物の働きを弱める作用があります。

注意) 殺虫剤、石油製品等については、牛乳を飲ませてはいけません。かえって害になる恐れがあります。



2) 喉の奥を刺激して吐かせます。

注意) 吐いた物が気管に入らないようにします。意識がないときや痙攣を起こしているときは、吐かせてはいけません。強酸や強アルカリを含む製品(洗浄剤、漂白剤など)、防虫剤(樟脳など)、石油製品については、吐かせてはいけません。かえって害になる恐れがあります。

### ● ガスを吸入したとき



きれいな空気のある場所へ移動させ、安静にさせます。

### ● 目に入ったとき

流水で15分以上洗い続けます。(顔を横に向けてからゆっくり流すか、水道の場合には弱い流れの水で洗います。勢いの強い水で洗うと、かえって目に障害を起こすことがあります。)

### ● 皮膚に付いたとき

毒物劇物の付いた着衣はすぐに脱がせ、石鹸を使って皮膚を十分に水で洗います。

### ● 意識がないとき

吐いた物がのどにつまらないように、左側を下にした横向きの姿勢(昏睡体位)をとらせます。下あごを前に出し、気道を確保します。



### ● 呼吸が止まっているとき

もし、あなたが人工呼吸法を熟知しているならば、直ちに実施してください。但し、中毒者の口の周りや、身体の中には毒物劇物が含まれています。2次中毒に注意し、中毒者の呼吸を吸い込まないようにします。また、他の人に、あなたが中毒になった場合の対処を頼んでおきましょう。



2. 症状から急を要さないと思われても、毒物劇物の種類や摂取量、摂取経路によっては、時間がたってから発症することもありますので、注意が必要です。何を摂取したかわかれば、上記の応急措置を行ったり、医療機関へ行く等の対応方法も決まってきます。



3. 毒物劇物の毒作用や治療方法に関する情報が必要な場合には、中毒110番に問い合わせてください。

公益財団法人 日本中毒情報センター

一般市民専用電話(情報提供料:無料)

大阪中毒110番

電話 072-727-2499 (365日24時間)

つくば中毒110番

電話 029-852-9999 (365日9時~21時)



## 盗難・紛失事故事例

最後に、実際にどのような盗難・紛失事故が発生しているかを見てみましょう。  
以下の一覧は、過去に国内で起きた盗難・紛失事例の一部です。

毒物 又は 劇物	毒物又は 劇物の名称	概 要	事業所種別等	原因(推定含む)
毒物	シアン化第一 金カリウム	事業所建屋内にある毒物 劇物保管庫内に保管して あったシアン化第一金カリ ウム 1,100グラム(100グ ラム入り市販品11本)が、 年末年始の休業期間中に 盗難に遭った。	業務上取扱者 (めっき)	・休業時における警備体制、 建屋の施錠管理の不備。 ・発見時に保管庫は施錠さ れた状態であったことから 複製した鍵で保管庫を解 錠して窃取したものと思わ れ、日常の鍵の管理体制の 不備が挙げられる。
劇物	テフルトリン 0.5% 製剤 (フォース粒剤)	フォース顆粒(3kg×6袋) 30ケースを、神奈川県 の営業所から千葉県の支店 に運搬した。到着後、配達 ドライバーが荷物を確認し たところ、1ケース紛失して いることが判明した。	販売業(一般)、 業務上取扱者 (届出不要)	荷物積替時に紛失した可 能性。パレットでの輸送時 にケース毎の管理が不十 分だったこと、配送前に不 足に気づいたがそのまま配 送したことが原因と考えら れる。
劇物	クロロピクリン (80%)	農家の農地の一角にある倉 庫の施錠を怠り、クロピク 80・6缶が盗難されたもの。	業務上取扱者 (届出不要)	農作業中は倉庫の施錠等 の盗難防止措置がとられて いなかったため。
劇物	水酸化ナトリ ウム(30%)、 硝酸(44%)	契約駐車場に水酸化ナトリ ウム30%含有製剤1本 (20kg)及び硝酸44%含 有製剤1本(20kg)を搭載 したまま運搬車両を駐車さ せていたところ、車両ごと盗 難にあった。	販売業(一般)	劇物を車両に積載した状 態で、3日間(金曜日夜～月 曜日朝まで)駐車していた ため。
毒物	シアン化 カリウム(98%)	在庫量の点検により、シアン 化カリウム極微量(1g未 満)が入った瓶容器の紛失 が判明。従業員が入院した 病院より連絡を受けた警察 署から当該事業所に問い 合わせがあったことによる。	業務上取扱者 (届出不要)	従業員が服毒の目的で持 ち出した可能性が高い。
劇物	濃塩酸	店舗外に放置していた濃 塩酸入りポリタンク(推定 10～20L)を夜間に何者か が持ち出し、隣接する歩道 にばら撒いたことで、異臭、 白煙が発生した。	業務上取扱者 (届出不要)	通常店舗内で保管してい た劇物を、業務で持ち出し た後、駐車場に放置してい たため。

※ 厚生労働省 医薬食品局化学物質安全対策室のホームページ「毒物劇物の安全対策」  
(<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>) から抜粋

以上の事例からも、毒物劇物の盗難・紛失は自身が被害を受けるだけでなく、第三者に危害を与えたり、事件等に結びつくおそれもあり、特に保管管理については注意、徹底しなければなりません。



# 「毒物及び劇物取締法」 に関する 通知のご紹介

毒物及び劇物取締法に関する通知のうち、盗難・紛失等の事故防止対策に係るものについて、その一部をご紹介します。

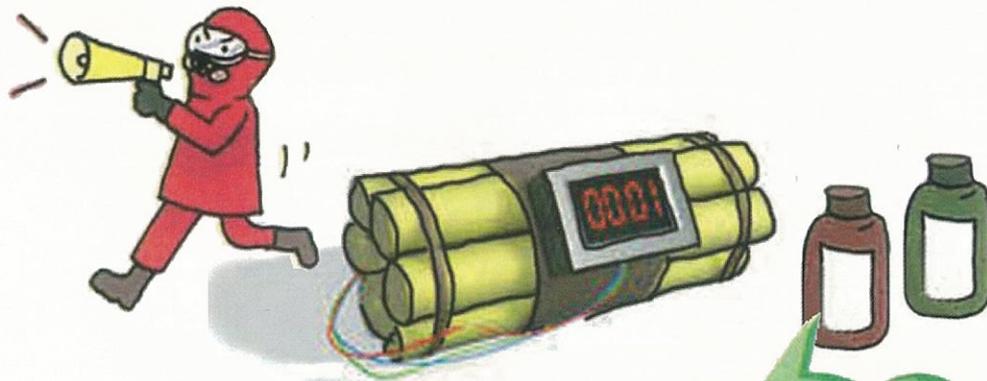
## ●毒物又は劇物の盗難・紛失防止対策及び流出・漏洩等の事故防止対策の徹底について (平成15年4月4日 薬食化発第0404001号)

平成11年度から平成13年度までの3年間に都道府県等が把握した毒物又は劇物の盗難・紛失、漏洩・流出等の事故事例を集計し、分析結果をまとめたものです。

## ●毒物又は劇物の流出・漏洩等の事故防止対策の徹底について (平成21年6月2日 薬食化発第0602001号)

劇物製造事業所における塩素の漏洩事故の発生を受けて、同種の漏洩事故の再発防止を目的とした通知です。設備の老朽化に起因する製造設備の使用における破損が原因として考えられていますが、以下の点についても指摘されています。

- ・設備の誤操作
- ・作業手順書の記載不十分
- ・運転員以外の者による作業手順の確認の不履行



その他、以下のような通知があります。

あなたの施設は  
大丈夫ですか？

## ●爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について (平成21年12月2日 薬食総発1202第4号、他)

## ●シアン化金カリウムの適正な管理等の徹底について (平成23年1月28日 薬食化発0128第1号)

ここで取り上げた通知等については、インターネット上の「厚生労働省法令等データサービス」や化学物質安全対策室のホームページ「毒物劇物の安全対策」内の「毒物及び劇物取締法に関する通知等ホームページ」等で確認が可能です。



2. 毒物及び劇物譲受書

毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	
	数量	
販売又は授与の年月日		年 月 日
譲受人 〔法人にあつては、その名称〕 及び主たる事務所の所在地	氏名	㊟
	職業	
	住所	
備考		

キリトリ

毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	
	数量	
販売又は授与の年月日		年 月 日
譲受人 〔法人にあつては、その名称〕 及び主たる事務所の所在地	氏名	㊟
	職業	
	住所	
備考		

キリトリ

毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	
	数量	
販売又は授与の年月日		年 月 日
譲受人 〔法人にあつては、その名称〕 及び主たる事務所の所在地	氏名	㊟
	職業	
	住所	
備考		



# お問い合わせ先

名 称	所 在 地	電 話 番 号
三重県健康福祉部 業務感染症対策課薬事班	〒514-8570 三重県津市広明町13	059-224-2330
桑名保健所 衛生指導課	〒511-8567 三重県桑名市中央町5丁目71	0594-24-3623
鈴鹿保健所 衛生指導課	〒513-0809 三重県鈴鹿市西条5丁目117	059-382-8674
津保健所 衛生指導課	〒514-8567 三重県津市桜橋3丁目446-34	059-223-5112
松阪保健所 衛生指導課	〒515-0011 三重県松阪市高町138	0598-50-0529
伊勢保健所 衛生指導課	〒516-8566 三重県伊勢市勢田町 628-2	0596-27-5151
伊賀保健所 衛生指導課	〒518-8533 三重県伊賀市四十九町2802	0595-24-8080
尾鷲保健所 衛生指導課	〒519-3695 三重県尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3461
熊野保健所 衛生指導課	〒519-4324 三重県熊野市井戸町383	0597-85-2159
四日市市保健所 衛生指導課	〒510-0085 三重県四日市市諏訪町2-2 四日市市総合会館4階	059-352-0592



三重県